

海上保安庁
新型インフルエンザ等業務継続計画

平成22年3月
(平成27年3月改定)
海上保安庁

【 目 次 】

第1章 はじめに

1 目的	・・・・・・・・	1
2 地震災害に関する業務継続計画との関係	・・・・・・・・	1
3 適用範囲	・・・・・・・・	1
4 被害想定	・・・・・・・・	1

第2章 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針	・・・・・・・・	2
2 発生時継続業務	・・・・・・・・	3
(1) 強化・拡充業務	・・・・・・・・	3
(2) 一般継続業務	・・・・・・・・	3

第3章 業務継続のための執行体制確保

1 基本的考え方	・・・・・・・・	4
2 勤務形態・通勤方法の検討	・・・・・・・・	4
3 執行体制の確保にかかる検討	・・・・・・・・	4
4 物資の整備等	・・・・・・・・	5

第4章 感染対策の徹底

1 職場での感染対策	・・・・・・・・	5
2 発症者等が出た場合の対応	・・・・・・・・	6
(1) 発症者への対応	・・・・・・・・	6
(2) 新型インフルエンザ様症状のある者への対応	・・・・・・・・	7
(3) 濃厚接触者への対応	・・・・・・・・	7

第5章 業務継続計画の運用

1 業務継続計画の発動	・・・・・・・・	7
2 通常体制への復帰	・・・・・・・・	7
3 公表・周知	・・・・・・・・	8
4 研修・訓練	・・・・・・・・	8
5 点検・改善	・・・・・・・・	8

第1章 はじめに

1 目的

海上保安庁では、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）が定められたことに伴い、「海上保安庁新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「当庁行動計画」という。）を策定したところであるが、病原性の高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の流行のピーク時には、最大 40%の欠勤者が出るのが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

このため、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた職員により海上保安庁がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、講ずべき措置をあらかじめ定めることを目的に本計画を策定する。

2 地震災害に関する業務継続計画との関係

海上保安庁では、既に首都直下地震に対応するための「海上保安庁業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 7 月）」（以下「首都直下地震業務継続計画」という。）等を策定しているが、新型インフルエンザ等の被害想定やそれを踏まえた対応は、地震災害の場合とは異なることから、当該業務継続計画を参考としつつも、同計画とは別に本計画を定めるものである。

3 適用範囲

本計画は、本庁、管区海上保安本部及び管区海上保安本部の事務所に適用する。

4 被害想定

「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成 26 年 3 月 31 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。）によれば、業務継続計画策定の前提となる被害状況は、次のとおり想定されている。

- 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

第2章 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

ガイドラインでは、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むとされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続することとされている。上記以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断することとされている。

海上保安庁においても、強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、次の基本方針に基づいて、必要な体制等を確保する。

【基本方針】

- ① 職員の感染対策に万全を期す。
（特に同一組織内での同時多数感染を防止）
- ② 発生時継続業務の業務継続に万全を期す。

- ・強化・拡充業務を優先的に実施する。
 - ・一般継続業務を適切に継続する。
- ③ 必要に応じて、限られた人員及び船艇・航空機を組織の枠を越えて効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。

2 発生時継続業務

(1) 強化・拡充業務

海上保安庁は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、水際対策の実施官庁として位置付けられ、検疫体制の強化に伴う検疫港及びその周辺における必要に応じた警戒活動や船舶において停留措置がとられた場合の検疫所からの要請に基づく警戒警備などを実施することとなっているほか、検疫所等からの要請に基づく感染者等の搬送や都道府県等からの要請に基づく抗インフルエンザウイルス薬や救援物資等の搬送に、業務に支障のない範囲で協力することとなっている。

強化・拡充業務は、当庁行動計画の第4章及び第5章に掲げる次の業務とする。

① 水際対策

- イ 検疫の強化に伴う警戒警備の実施
- ロ 密入国者に対する監視取締りの強化

② 関係機関への協力

- イ 在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣
- ロ 船艇・航空機による感染者等の搬送

(2) 一般継続業務

海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等を任務としていることから、これらの事案が発生した場合には、待ったなしの対応が求められ、新型インフルエンザ等を理由とした対応の遅延等は許されない。

新型インフルエンザ等が発生した場合の一般継続業務については、首都直下地震業務継続計画と同様、①我が国周辺海域で発生する事件・事故等への対応等に代表される「危機管理等関連業務」、②業務の中断が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある「許認可等関連業務」、③事務の停滞によって海上保安部署等の業務遂行能力に大きな影響を及ぼすおそれがある「業務支援等関連業務」の3つの業務とし、

表1のとおり発生時の業務の仕分け(抽出)にかかる基本的考え方を整理する。

第3章 業務継続のための執行体制確保

1 基本的考え方

国内において新型インフルエンザ等の感染が拡大し、最大40%の欠勤者を想定した場合の業務継続のための基本的な考え方は次のとおりとする。

- 発生時継続業務に職員を集中させる。
- 船艇・航空機の緊急出動態勢を確保するため、人命の安全や我が国の主権に係わるような優先度の高い業務に船艇・航空機の運用を集中させる。
- 隣接部署相互の連携・協力を強化するとともに、必要に応じて船艇・航空機を欠勤者の多い部署等へ派遣する。
- 船艇・航空機の運航要員や部署等の要員を確保する必要がある場合は、陸上職員の臨時乗船や職員の応援派遣等の措置を講じる。

2 勤務形態・通勤方法の検討

職員の通勤時における感染リスクを低減するため、時差出勤や自転車・徒歩等による出勤について検討を行う。また、職員の子供等が通う保育施設等が臨時休業となった場合、職員が当該子供等の保育のため年次休暇等を取得できるよう配慮する。

3 執行体制の確保にかかる検討

各発生段階において、各組織毎に執行体制を確保するための検討すべき主な事項を表2のとおり整理のうえ、まずは、各組織単位で状況に応じた対応をとるものとする。感染拡大等状況の推移により、各組織単位において対応が困難な場合は、上部組織において調整を図る。

また、海外発生期となった段階で、管区海上保安本部の事務所、管区海上保安本部及び本庁において、それぞれ受有免状、業務経験、個人能力等を勘案した代替若しくは派遣要員の候補者を把握する必要がある。

4 物資の整備等

業務継続のために、職員の感染防止策として次の個人防護具等を整備するものとする。

- マスク（サージカルマスク又は同等品）
- 手袋（水を通さない材質製）
- 石鹸
- 手指消毒用アルコール（速乾性擦式消毒用アルコール製剤）
- ゴーグル
- 感染防止衣（水を通さない材質製）
- 消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム又はイソプロパノール、エタノール等）
- タオル

第4章 感染対策の徹底

1 職場での感染対策

同一組織内での同時多数感染は、業務を遂行する上で非常に大きな支障となる。特に、当庁においては、その職場環境の特殊性（船艇・航空機勤務、交替制勤務）から、集団感染につながるおそれが非常に高いため、新型インフルエンザ等の感染防止に万全を期す必要がある。

新型インフルエンザは、現段階においてはその感染経路を特定することはできないものの、通常のインフルエンザと同様に接触感染¹と飛沫感染²が主な感染経路として推測されていることから、これらを想定し、次の対策を講ずるものとする。

- 咳エチケット

¹ 接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつ、その手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

² 飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排出する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

- マスク着用
- 手洗い
- 対人距離の保持
- 清掃・消毒

(参考) 特定接種

- 特定接種とは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき」に臨時に行われる予防接種をいう。
- ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ワクチンについては、副作用のおそれがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

2 発症者等が出た場合の対応

職員に発症者や濃厚接触者等が発生した場合は、以下のとおり適切な対応を講ずるものとする。

(1) 発症者への対応

- 庁舎内等で発症者が出た場合は、発症者にマスクを着用させ、他の職員と接触しないよう、部署等において担当者がマスクを着用（発症者の状態によってはゴーグル、感染防止衣着用）のうえ、会議室等へ隔離する。
- 担当者は、発症者を受診させる医療機関、運搬方法等の対応を発熱相談センターに確認し、その指示等に従う。
- 担当者は、発症者の机の周辺や触れた場所、運搬に使用した車両などを手袋等着用の上、消毒剤による拭き取り清掃を行う。

(2) 新型インフルエンザ様症状のある者への対応

38℃以上の発熱・咳、くしゃみ、肺炎等の新型インフルエンザ様症状

のある職員については、病気休暇等を取得の上、医療機関での受診を指導するとともに、その受診結果を上司へ報告させる。

(3) 濃厚接触者への対応

- 同じ職場で勤務した者など、発症者と濃厚接触の可能性のある職員については、担当者が近隣の保健所に設置された発熱相談センターに連絡して、その対応を確認し、その指示等に従う。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇等の取得を要請する。

第5章 業務継続計画の運用

1 業務継続計画の発動

新型インフルエンザ等が発生し、政府に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された場合、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、海上保安庁インフルエンザ等対策本部等を開催して、速やかに本計画を実行に移すものとし、事態の進展に応じて必要な調整を行うものとする。

2 通常体制への復帰

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、基本的には通常体制への移行を検討するものとするが、インフルエンザ等の流行は、第一波が小康状態となった後、第二波、第三波と流行の波が来る可能性があることに留意する必要がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等にり患したと考えられていた者が実は通常のインフルエンザに感染したにすぎず免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、通常体制への移行後も、第二波、第三波に備えた感染対策をとるものとする。

3 公表・周知

本計画の概要は公表するものとし、必要に応じて説明を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ない旨理解を求めるものとする。

4 研修・訓練

本計画を実効あるものとするためには、平素から研修・訓練を通じて、全職員が業務継続の重要性を認識し、新型インフルエンザ等発生時において、各職員、各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。

5 点検・改善

本計画は、今後の情勢の変化等を踏まえて、適時適切に見直すものとする。

表1 発生時の業務の仕分けにかかる基本的考え方

業務別	業務の性格	業務の主な例	
発生時継続業務	強化・拡充業務	<ul style="list-style-type: none"> ○当庁行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ、又は業務量が増加するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○検疫の強化に伴う警戒警備の実施 ○密入国者に対する監視取締りの強化 ○在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣 ○船艇・航空機による感染者等の搬送
	一般継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ○最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより、国民生活、経済活動、国家の基本的機能に重大な影響を与えるため、業務量を大幅に縮小することが困難なもの ○発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理等関連業務 <ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故等への対応 ・航海安全情報の提供 ・船舶交通に関する信号等の業務 ○許認可等関連業務 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に基づく許認可関連事務 ○業務支援等関連業務 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急的な契約等会計事務 ・給与支給業務 ・犯罪捜査等に必要な分析鑑定業務 ・船艇・航空機等の整備計画に関する調整業務 ・物品の管理調達、国有財産等の維持・管理業務 ・船艇・航空機等の維持に関する業務 ・航路標識事故の復旧に関する業務
発生時継続業務以外の業務(縮小・中断業務)	<ul style="list-style-type: none"> ○中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務 ※施策の実施が遅れることにより、国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から、一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性のない新たな政策・制度の企画立案 ・法令改正 ・統計、調査研究、白書類の作成 ・不特定多数の者が集まる場となる説明会、広報企画行事 ・緊急性のない会議、研修、訓練、立入検査 	

表2 執行体制の確保にかかる各組織毎の主な検討事項等

発生段階	本庁	管区海上保安本部	管区海上保安本部の事務所
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 政府、関係省庁との調整 業務継続計画の見直し(必要に応じて) 備蓄品の整備検討 	<ul style="list-style-type: none"> 管轄の各都道府県との連絡体制の構築 交代制勤務の減員運用にかかる検討 備蓄品の整備検討 	<ul style="list-style-type: none"> 減員運航にかかる検討 交代制勤務の減員運用にかかる検討
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> 人員の派遣に備えた準備 (派遣要員候補者の把握) 備蓄品の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 人員の派遣に備えた準備 (派遣要員候補者の把握) 備蓄品の整備 船艇・航空機燃料や糧食等の緊急時調達体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> 船艇職員等の欠員に備えた準備 (代替要員候補者の把握) 船艇・航空機燃料や糧食等の緊急時調達体制確保
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の徹底 勤務形態、通勤方法の変更 船艇・航空機の派遣 人員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の徹底 勤務形態、通勤方法の変更 船艇・航空機の派遣 人員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の徹底 勤務形態、通勤方法の変更 船艇・航空機の派遣 人員の派遣
国内感染期			
地域未発生期			
地域発生早期			
地域感染期	<ul style="list-style-type: none"> 通常体制への移行の検討 第二波への対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> 通常体制への移行の検討 第二波への対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> 通常体制への移行の検討 第二波への対応検討
小康期			